様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	市民税課
委託業務名	軽自動車 OSS・JNKS 導入作業業務
委託業務場所	大津市御陵町３番１号
概　要	令和５年１月から軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス（軽 OSS）及び軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の運用が全国的に開始されることに伴う市税務業務システムの改修作業。
契約期間	令和４年８月 16 日　から　令和５年１月 31 日まで
契約年月日	令和４年８月 16 日
契約金額	５，４３１，８００円
契約の相手方	〔所在地〕大阪市北区堂島浜一丁目２番１号 〔名　称〕株式会社　日立システムズ　関西支社
契約相手方の選定理由	市税業務システムは、開発業者である株式会社日立システムズがソフトウェアの知的財産権を有しており、ソースコードを公開していないため、当該業者以外が軽 OSS 及び軽 JNKS の運用開始に伴うシステム改修業務を行うことができないことから、当該業者と随意契約を行うもの
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号及び第４号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。